

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の
解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数
は、次のとおりである。

令和六年三月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、一八八人
鳴門	一五、六三六人
小松島・勝浦	一一、一二七人
阿南	一九、六〇九人
吉野川	一一、〇五四人
阿波	一〇、〇四二人
美馬	一〇、〇三九人
三好第一	六、七六八人
名西	八、四二五人
那賀	二、一八九人
海部	五、三四四人
板野	二七、一一二人
三好第二	三、八三五人